

新会長ご挨拶

都筑保護司会 会長 **加藤 恒雄**



令和5年度の総会で、都筑保護司会6代目の会長に選任されました加藤恒雄です。

よろしくお願いいたします。

保護司の先生方、地域の皆様には保護司会の活動にご理解、ご協力をいただきありがとうございます。

平成6年11月に港北区、緑区の一部が合併して、都筑保護司会がスタートしました。

当初は保護司13人で、青葉・都筑保護区としての活動でありました。

1日も早く都筑保護区を立ち上げ、活動したいと観察所をお願いしていた所、定員20名とのことで、他の保護区の欠員分6人分をもらい、都筑保護区19名で立ち上げることが出来ました。

斉藤文夫先生を始め、多くの方に協力していただき今の活動があります。

保護司は大変で危険と思われていますが、喜びや、やりがいのあるボランティア活動であり、あやまって罪を犯した人の更生だけでなく、犯罪・非行をしないように啓発活動も重要であります。

地域と共に、安心・安全な町づくりに保護司全員で協力していききたいと思います。

今後とも区民の皆様のご理解、ご協力をお願いいたします。

森嶋副会長 談



副会長に就任して2期目となりました。僅かな経験ですが次世代に伝え、支える様に努めます。これまで苦勞された先輩方の智慧を皆共有できる組織を目指します。よろしくお願いいたします。

高橋副会長 談



都筑保護司会が今日活動できているのは、各先輩方が長年にわたる地道な努力により「信頼」を築きあげてくださったからです。

まず、この事実を胸に刻み、そして、感謝の気持ちを忘れずに、自分も周りも関わってよかったと思えるような会の活動にしていきたいと存じます。

志村副会長 談



保護司の活動は個人でなし得る事ではありません。協力し合い、何でも話し合える、風通しの良い保護司会でありたいと思います。

さらには、行政や地域の皆様にもご協力いただき、「社会を明るくする運動」等を通じて、犯罪のない、みんなで更生を支援していける地域社会を作っていきたいと思えます。宜しくよろしくお願いいたします。



令和5年度 『都筑区更生保護女性会研修会』

9月29日かけはし都筑にて「薬物依存と依存からの回復」と題して川崎ダルク支援会の岡崎重人氏を講師に映像と体験を交えながらの講演でした。

大学の構内をも揺るがす薬物問題。

特に若年化が進み、気軽に仲間や友人に勧められて罪悪感もないのが現状です。

「やってみない？」と声をかけられて、仲間意識の共有や好奇心であったり、快感を求めらるうちにコントロールが効かなくなり、薬に対する罪悪感がなくなり自分に必要と思うようになる。

川崎ダルクでは、当事者が当事者を変えていくカリキュラム。更生の拠り所として一貫したカリキュラムで、自分の意思や力ではコントロールできない脳の病気と向き合っている。

ダルクでは本名は名乗らず、ニックネームで呼

び合うそうです。

体験を語られた“なるちょさん”は、8年前に「仲間がうざくなり、真面目になろう」と意識をされ今日に至るそうです。「ダルクに在ることによって安心感があり、無理しないで自分に正直になれている。囚われから解放され、過去の棚卸しをしています」との弁。

現在はエイサー番長として琉球太鼓の練習に余念がありません。年間30か所で演舞しています。

研修会では、体験に涙しながらの拝聴もありました。

「薬物依存症は、回復(薬物を使わない生き方)が可能な病気です。私たちは、その手助けができます」とダルクのパンフレットに書いてあります。

その後押しに都筑区更生保護女性会も応援させて頂いております。



「社会を明るくする運動」

都筑保護司会・
更生保護女性会

合同研修会

1

令和5年1月26日、かけはし都筑にて横浜市会議員・松本研氏を講師にお招きして、表記の通り合同研修会を実施いたしました。議題は「地方議会における更生保護の議員の活動及び再犯防止の推進について」です。

2016年、再犯防止推進法制定の動きに伴う、地方公共団体と保護司等との連携強化の必要性により「かながわ議員保護司懇話会」が設立されました。

これは神奈川県内での更生保護、再犯防止に関する情勢の把握や情報交換を目的としたもので、県職員を講師に招いた研修協議や県内矯正施設の視察、地方再犯防止推進計画の策定、再犯防止対策の充実に向けた地方行政への働きかけをおこなっています。

特に再犯防止の取り組みにつきましては、「犯罪につながる問題性の除去」並びに「生活環境の改善」の二点に対応することを目的に掲げており、将

来的には個々の対象者の主体性を尊重し、それぞれが抱える課題に応じた息の長い支援の実現や、支援の実効性を高めるための相談拠点や地域の支援連携(ネットワーク)拠点の構築が望まれます。

また今後は、保護司適任者の確保に対する地方公共団体の一層の協力の促進、並びに地方再犯防止推進計画の策定、地方公共団体による再犯防止の取り組みの推進などを目指します。

中でも保護司に関する事項としては、

- ・地域社会の変容に適応し、幅広い世代から多様な人材を確保するとともに、保護司がやりがいを持って活動できるよう、持続可能な保護司制度を構築するための在り方(待遇や環境、年齢条件、職務範囲等)の検討。

- ・保護司活動にデジタル技術を取り入れることや、面接場所の確保等、保護司の負担を軽減し、その活動に対する支援の充実。

- ・保護司と保護観察官との協働体制についての社会の変化に対応した強化。

- ・保護司活動について一層の理解を得るための国内外への積極的な発信。

の4点が掲げられています。

「社会を明るくする運動」

都筑保護司会・
更生保護女性会

合同研修会

2

令和6年1月19日、一般社団法人被害者支援センター所長・永野弘幸氏を講師にお招きして、『被害者支援の重要性・必要性和加害者の更生には「被害者の声を」について』を主題に、被害者の権利と利益を守るための取り組みについての講演会を実施しました。

(以下要約)

我が国における犯罪被害者への支援は欧米各国に比べて20～30年遅れているとされ、むしろ加害者の人権ばかりが守られている傾向が見られます。犯罪被害者は自ら望んで被害者となった訳ではないのにも関わらず地域で孤立しがちな傾向が強く、元の生活を取り戻すためには、何よりも周囲からの支援が必要となります。

そのため神奈川被害者支援センターでは、犯罪被害に遭われた方へ専門知識を持つスタッフによる電話相談や臨床医師によるカウンセリング、相談員による裁判所や弁護士事務所への同伴といった

直接支援や法律相談などを提供しています。取り分け新たな支援構造として、サポートステーションから漏れた被害者を救う漏れのない支援や、未成年者に多く見られる潜在被害者への支援に加えて、子どもが被害者とならない、加害者にもならないための学校教育における授業「いのちの大切さを学ぶ教室」を実施しています。

犯罪被害者は被害を受けた直後から心理的、経済的、社会的な苦痛に見舞われることとなりますが、現時点では居住地域の各市町村によっては被害者支援条例の制定に対して温度差があり、早急な対応が望まれます。

また加害者の更生に被害者の声を反映させるべく、先年12月より「刑の執行段階等における被害者等の心情等の聴取・伝達制度」が取り入れられることとなりました。

加害者の更生と被害者への支援とは車の両輪の関係にあり、どちらかが欠けても前へ進むことが出来ません。加害者の更生とは“決して再犯をさせないこと”であり、そのためにも犯罪被害者の置かれている厳しい現状を伝え、真摯な反省の気持ちを持ちながら受刑生活を送ることが、真の意味での加害者の矯正に繋がると言えるでしょう。

「しよく罪指導プログラム」について

令和4年10月1日より、被害者が存在する重大な犯罪をおこなった保護観察対象者に対しては、新たに「しよく罪指導プログラム」の実施が決定されました。これは令和3年3月に閣議決定された第4次犯罪被害者等基本計画の中に「保護観察対象者に対し、再び罪を犯さない決意を固めさせ、犯罪被害者等の意向等に配慮しながら誠実に対応するよう促すため、しよく罪指導を適切に実施する」ことが今後講ずべき施策の一つとして盛り込まれたことによります。

同プログラムは、①加害者の責任を知る②被害者について知る③謝罪や被害弁償について④しよく罪計画を立てる、の4段階に分けて進められます。

まず①で対象者は「社会に対する責任（刑事上の責任）」と「被害者に対する責任（民事上の責任、倫理的責任）」を果たさねばならぬことを伝えられ、被害者等への謝罪や自身がおこなった加害行為に対する反省や悔悟の念を持ち続けることが求められます。

次いで②の段階では、犯罪行為を受けた被害者がPTSD（心的外傷後ストレス障害）など、如何に深刻な精神的被害を被ったかについて対象者に

考えさせ、理解を深めさせます。

③では事件により生じた被害の内容を改めて整理し、具体的な謝罪や被害弁償についての方策を考えさせます。そして最後の④の段階で、前掲した謝罪や被害弁償を踏まえた「自身が犯した罪」に対しての責任を果たすべく、具体的なしよく罪の計画を立てていく形となります。また同時に対象者には、犯した罪と向き合っ、今後自分自身がどのように生きていくかについても考えさせます。これは対象者本人が将来に向けて努力を続けるためにも必要なこととされるためです。

いずれの段階でも対象者自らが自身で考え、行動し、継続することの大切さが求められています。

薬物依存の特徴に関するクイズ

以下のうち、正しいものに○、間違っているものに×をつけましょう。

| | | |
|---|--------------------------------|--|
| ① | 薬物依存症は偏りや意思が弱いせいである病気ではない。 | |
| ② | 薬物依存症は慢性の病気ではないため、治療を続ければ完治する。 | |
| ③ | 薬物依存症は進行性の病気である。 | |
| ④ | 薬物依存症の死亡率は低い。 | |
| ⑤ | 薬物依存症になっても性格が変化するわけではない。 | |
| ⑥ | 薬物依存症の対象者は他のものには変わらない。 | |
| ⑦ | 薬物依存症は周囲の人を巻き込む病気である。 | |

薬物事犯者等の処遇について

平成28年6月1日に「薬物使用等の罪を犯した者に対する刑の一部の執行猶予に関する法律」が施行されたことに伴い、保護観察事件における薬物事犯者は増加傾向を見せていますが、その背景に存在するのが薬物依存症の問題だとされています。これは薬物乱用の結果として、使用要求（渴望）を自身では制御できなくなる状態を言います。つまり違法薬物の使用は「犯罪」のみならず「病気」としての側面も有していることになるのです。

加えて薬物依存症は、別名「家族の病」と呼ばれていることから判る様に、依存症に陥った当人のみならず、家族や周囲の人々にも様々な悪影響をもたらすことにもなります。

こうした薬物依存症には覚醒剤や麻薬といった違法薬物のイメージが先行しますが、実際には一

般の処方薬や市販薬、アルコールへの依存も含まれます。近年では従来のシンナーや危険ドラッグの検挙者数こそ減少する一方で、比較的安価に入手できる大麻は若年層を中心にして、検挙人数に増加傾向がみられるようになりました。

そこからの回復のプロセスは、①身体の回復②脳の回復③心の回復④人間関係の回復、の4段階に大別されます。しかし最終的な人間関係の回復に至るまでには、薬物使用を止めてから更に長い年月を要することから、薬物依存者にとって困難なのは単に薬物を「止める」だけではなく「止め続けていく」こととなります。

こうした薬物依存症回復のための社会資源として、民間のリハビリテーション施設であるダルク(DARC)、自助グループのNA(ナルコティクス・アノニマス)やナラノン、法定機関である精神保健福祉センター(こころの相談センター)が存在しています。

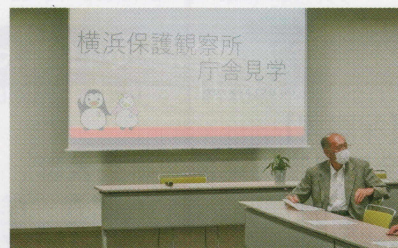
都筑保護司会・ 都筑区更生保護女性会 合同 施設見学

令和5年9月12日、上記合同施設見学として横浜保護観察所を訪問しました。コロナ過のため3年振りの実施となった今回は、保護司会、更生保護女性会、事務局あわせて32名が参加する盛会となりました。

横浜保護観察所は新設の合同庁舎へ6月に移動したばかり。地上7階建ての同庁舎には15もの官署が入居していて、保護観察所もその1つになります。神奈川県は保護観察の件数が大阪、東京に次いで全国で3番目に多いだけに、所内には90名もの職員が勤務されているとのこと。薬物や性犯罪関連の対象者を扱う集団処遇室や被害者相談

室、企画調整課、民間支援専門室などについて説明を受け、更には窓から横浜港を一望できる所長室も見学させていただきました。

その後「日頃の活動で感じていること」を議題とした座談会がもたれ、守秘義務についての問題やライン、メール等を用いる連絡シートの是非について活発な質疑応答が交わされ、有意義な施設見学会となりました。



村田輝雄前会長 瑞宝雙光章受賞

都筑保護司会前会長・村田輝雄氏は、令和4年秋の叙勲にて瑞宝雙光章を受賞されました。そのお喜びの声と共に、村田氏の保護司としての来し方を御紹介させていただきます。

村田氏が保護司の任命を受けられたのは平成10年10月1日のことで、現在の都筑保護司会が青葉区支部としてスタートして間もない頃のことでした。これは氏が、それまで長年勤められてきた体育指導員（現スポーツ推進員）ならびに消防団班長の職務を退かれた直後の時期で、東方町内会長からの「都田地区の保護司に欠員が生じたので是非！」との要請に応えられた形だったそうです。

とは云え、当初は村田氏御自身も保護司についての認識はあまり持たれておらず、保護観察所での研修を受けるなどして、研鑽に励まれることとなりました。

当時は同じ都筑区内でも集合団地などのある地域では暴走族関連の問題等の多い時期でしたが、氏の担当された都田地区はまだ大型商業施設も存在しなかった頃だったため、問題を起こす青少年の数も然程ではなかったとされます。とは云え、現在と違って血気盛んな(?)若者もまだまだ多く、都筑区内でも保護司1人当たり6~7人の保護観察対象者を抱える状況もあったそうです。

村田氏御自身、最初に受け持たれたのはシンナー問題の少女とのことでしたが、そうした未成年の対象者の間には、担当する保護司に関して彼ら仲間同士による情報共有のケースもあり、御苦労される場面も少なくなかったとか。また、少年院退院後に保護観察を担当することとなる少年のため、遠く宮城県若林地区の収容施設まで何度か面会に赴かれたとのことでした。

しかし、そうした御苦労の一方で、かつての対象者から「真面目に更生し家族を持った」といった連絡を貰った時などは、まったく保護司冥利に尽きるものがあると伺いました。

そして今後の抱負として村田氏は、「犯罪の無い安全な都筑区を実現するため、今後も皆様からの御指導を頂き、そして時には妻からの助言も貰いながら(笑)、もう少し更生保護に関わって行きたいと思っています」とにこやかに語っておられました。

この度は誠にありがとうございます。



受賞者名簿

第73回 神奈川県更生保護大会(令和4年度)

【保護司】

全国保護司連盟理事長表彰
雨森 洋招 平塚 愛乃

関東地方更生保護委員会委員長表彰
荒川 政弘

関東地方保護司連盟会長表彰
池田 勝則 橘 勝也 日野 正胤

横浜保護観察所長表彰
鈴木 聡司

神奈川県保護司会連合会長表彰
中村 広人

【更生保護女性会】

横浜保護観察所長感謝状
浅川 弘子 前田 治子

神奈川県更生保護女性連盟会長表彰
飯田 孝枝 北村富美子 森 ゆみ

第74回 神奈川県更生保護大会(令和5年度)

【保護司】

法務大臣表彰
雨森 洋招 平塚 愛乃

関東地方更生保護委員会委員長表彰
志村 陽一

関東地方保護司連盟会長表彰
鈴木 聡司

横浜保護観察所長表彰
中村 広人

神奈川県保護司会連合会長表彰
石川 秀一 小森 秀一 高橋成治郎

【更生保護女性会】

日本更生保護女性連盟理事長表彰
男全 弘子

横浜保護観察所長感謝状
木村 博子 河野たみ子 鈴木 典子

神奈川県更生保護女性連盟会長表彰
井上多紀子 岡部ゆかり 田丸恵美子
中山 達江

第71回 横浜市更生保護大会(令和5年度)

【保護司】

横浜市長感謝状
池田 勝則 橘 勝也 日野 正胤

横浜市会議長感謝状
根岸 英雄

横浜市保護司会協議会会長表彰
小森 秀一 石川 秀一

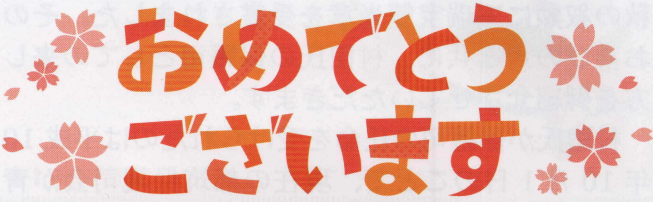
【更生保護女性会】

横浜市長感謝状
小野 要子 岡島 玲子

横浜市会議長感謝状
山田 妙子

横浜市更生保護女性連盟会長表彰
相澤まさ子 鈴木 操 河合 佐登

相原祐美子 志田 智子



退任保護司

永年に渡る御尽力に感謝いたします。

◆令和5年9月30日付
根岸 英雄 保護司

◆◆ 編集後記 ◆◆

更生保護だより「つづき」第18号をお届けします。さらなるご支援をお願い致します。 広報委員 唐戸 洋子 鈴木 聡司 平塚 愛乃 對馬千香子 真野 道子 吉田 勅和 山田 妙子